

セクシュアル・ハラスメント根絶のために

セクハラと 子どもの人権

平成12年4月

島根県教育委員会

あなたは、子どもの人権を大切にしていますか。

セクシュアル・ハラスメントは、他人事とっていませんか。

学校で起きるセクシュアル・ハラスメントのほとんどは、教職員による子どもに対するものです。

学校で起きるセクシュアル・ハラスメント

— その背景と問題点 —

- ①教員は子どもにとって優位な立場で強制力をもつ存在である。
- ②スキンシップや愛情表現とかで正当化されがちである。
- ③学校（学級）という閉鎖的な社会で起きると表面に出にくい。

はじめに

平成6年5月に発効した「児童の権利に関する条約」は、「性による差別」を禁止し「両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること」等を教育の目的と定め、「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束すること」を義務づけています。

しかしながら、教職員による子どもに対するセクシュアル・ハラスメントは後を絶たない状況にあり、本県におきましても、残念ながらいまだそのような事例があることは、教育行政を担当する者として大きな責任を覚えるとともに、こうした行為が与える子どもへの影響やセクシュアル・ハラスメントが両性の平等にかかわることを考えると早急な対応が必要であると考えています。

そこで、教職員による子どもに対するセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組んでいくため、このたびこの冊子を作成しました。

教職員による子どもに対するセクシュアル・ハラスメントは、大人と子どもの関係や指導する側と指導される側という力関係のもとで起きるため、子どもにとって拒否しがたく、表面化しにくいということがあげられます。また、子どもの人権に対する教職員の認識が不十分なため、教職員自らの行為がセクシュアル・ハラスメントであることに気がつかず、なげなく言った言葉がセクシュアル・ハラスメントに該当することもあります。また、見て見ぬふりをしたり、被害を受けた子どもにも問題があるという態度をとったりすることで、学校全体が、セクシュアル・ハラスメントを容認してしまう環境になってしまう場合もあります。

実際に子どもに対して性的な関係を強要するなどのセクシュアル・ハラスメントだけでなく、自らの言動がセクシュアル・ハラスメントであることに教職員自身が気づかない場合でも、子どもの心に深い傷を残し、その後の成長に大きな影響を与え、個人の尊厳を傷つけたり、人権を侵害したりすることになります。さらに、子どもや保護者のみならず社会全体の学校教育に対する信頼を失わせることにもなります。教職員という、子どもを指導する立場にある者として絶対に行ってはならない行為です。県教育委員会では、その根絶に取り組めます。

各学校においてもすべての教職員が、セクシュアル・ハラスメントは子どもの人権を傷つけ、絶対に許されない行為であることを認識し、その根絶に取り組む必要があります。

すでに県教育委員会が刊行しています『体罰と子どもの人権—体罰をなくそう—』（平成9年3月）と併せて本冊子を活用することにより、子ども一人ひとりの人権を大切にしたい教育を一層推進し、魅力ある学校づくりを促進することは、われわれ学校教育に携わる者の責務です。

平成12年4月

島根県教育委員会教育長
山崎 悠 雄

第1章	学校におけるセクシュアル・ハラスメント	
	1. セクシュアル・ハラスメントのケース	2
	2. 教職員による子どもに対するセクシュアル・ハラスメント	3
	3. セクシュアル・ハラスメントが子どもに与える影響	3
	コラム（わいせつ罪）	4
第2章	事例からみるセクシュアル・ハラスメント	
	1. 被害者等からの声	5
	2. これもセクシュアル・ハラスメントになります	8
	3. このような指導(言動)はセクシュアル・ハラスメントを助長することになります	9
	コラム（セクシュアル・ハラスメント事件）	9
第3章	学校におけるセクシュアル・ハラスメントの背景と問題点	10
	コラム（ジェンダーにとらわれた見方）	10
	コラム（男性中心の社会）	11
	コラム（セクシュアル・ハラスメントは組織全体の問題）	12
第4章	セクシュアル・ハラスメントのない学校をつくるために	
	1. 教職員の人権意識の見直し	13
	2. 教職員の共通理解の深化	14
	3. セクシュアル・ハラスメント防止のための体制づくり	14
	(1)校内体制づくり	
	(2)環境づくり	
	(3)校内研修の充実	
	(4)子どもへの啓発	
	(5)家庭との連携	
	4. セクシュアル・ハラスメントの相談への対応	17
	(1)基本的な考え方	
	(2)セカンド・ハラスメントの防止	
	(3)プライバシーの保護	
	(4)事象が生じた場合	

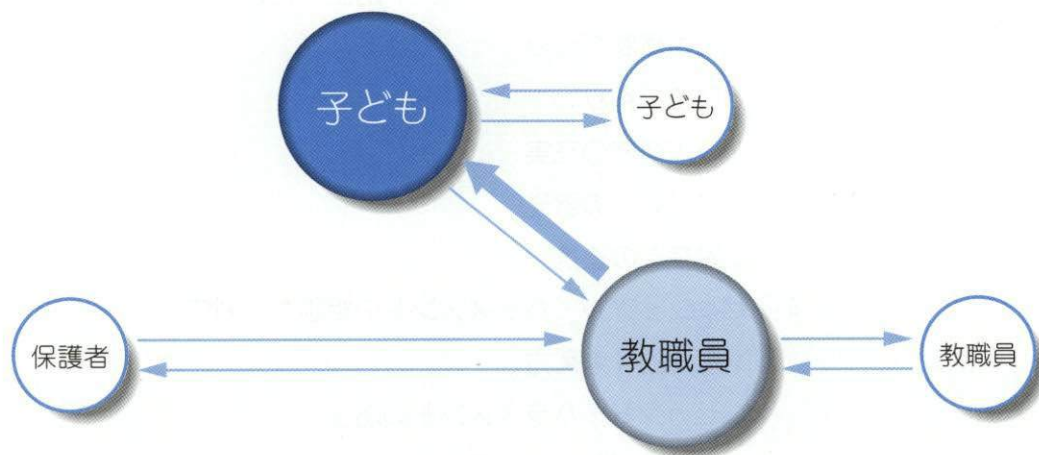
この冊子は、教職員による子どもに対するセクシュアル・ハラスメントの防止を目的としたものです。防止のためには、次のことが大切です。

- (1) セクシュアル・ハラスメントに対する正しい認識をもつこと
- (2) 教職員一人ひとりが子どもの人権を侵すセクシュアル・ハラスメントを絶対にしない、させない、許さないという気持ちをもつこと
- (3) セクシュアル・ハラスメントを許さない学校全体の体制づくり
- (4) 子どもが自由に話せる環境づくり

第1章 学校におけるセクシュアル・ハラスメント

1 セクシュアル・ハラスメントのケース

学校におけるセクシュアル・ハラスメント（不快に感じる性的な言動）には、教職員と子ども、教職員間、教職員と保護者、子ども相互など、いろいろなケースが考えられます。



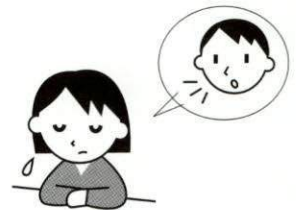
これらのケースの中からこの冊子では教職員による子どもに対するセクシュアル・ハラスメントの防止等について考えていきます。

教職員による子どもに対するセクシュアル・ハラスメントとは、教職員が子どもを不快にさせる性的な言動等を行うことにより、子どもが学校生活をおくる上で、学習意欲の低下や喪失を招くことはもちろんのこと、子どもの人格形成や学校生活を越えた生活にまで影響を与えるなど、その子どもに大きな不利益を与えることです。

「不快にさせる」とは

不快にさせる行為には、刑事事件に該当するわいせつ行為から不注意や認識不足によるものまで極めて幅広い範囲の行為が含まれます。不快であるか否かは「受け手」の感じ方によります。子どもが明確に拒否している場合や、当然子どもが拒否することを予見できる場合には、教職員の意思とは無関係にセクシュアル・ハラスメントになります。その際注意しなければならないのは、好き嫌いの問題ではなく、その行為が、「受け手」の人格の尊厳を侵害していないかどうか、性的自己決定の自由を侵し、両性の平等を侵害していないかどうか、更には教育を受ける権利を侵害していないかどうかということです。

したがって、当然教職員がセクシュアル・ハラスメントに該当しないと思う言動でも、子どもが性的な内容に関して人格の尊厳を侵害されたと感じるなど不快に感じれば、それはセクシュアル・ハラスメントになります。



「性的な言動」とは

性にかかわる発言や性的関係の強要など直接子どもに向けられるものや、性的な噂を流すなど間接的に子どもに向けられるものも含まれます。また、更衣室をのぞき見するなど性的関心、欲求に基づくものはもちろんのこと、女性あるいは男性であることを理由に特定の仕事を強要するなど固定的な性別役割分担意識等に基づくものも含まれます。(児童の権利に関する条約)

まず、セクシュアル・ハラスメントの被害にあった子どものことを考えてみましょう。

- 精神的な苦痛が心の傷となって残る。
- 心身の健康に重大な影響を及ぼす。
- 教職員への不信感を生む。
- 異性や人間に対する不信感をいだく。
- 固定的な性別役割分担意識を植え付けられる。
- 学校に行くことがいやになる。

●教育を受ける権利を害される。



セクシュアル・ハラスメントは、非常に深い心の傷となって残ります。それは、子どもの一生に、大きな影響を及ぼすこととなります。

また、教職員に対する不信感は、保護者の学校に対する不信感を生み、ひいては学校の信頼をも揺るがしかねません。さらに、学校教育全体への影響も計り知れないものがあります。

もし、学校がセクシュアル・ハラスメントに無関心だったらどうでしょう。無知であること、無関心であることは、間接的にセクシュアル・ハラスメントを容認していることとなります。教職員をはじめ、子どもも今行われていることがセクシュアル・ハラスメントだということに気づかず、社会におけるごく普通のことであるという認識であったとしたら、再びそのような行為を引き起こすことにもつながります。

将来を担う子どもを育てる場である学校において、セクシュアル・ハラスメントを鋭く見抜く目を育てることが肝要です。

コラム

わいせつの罪

わいせつな行為により起訴されて刑事事件となる場合は、公然わいせつ罪（刑法第一七四条…公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。）や強制わいせつ（刑法第一七六条…一三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。一三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。）などになります。

Sexual
Harassment

1

被害者等からの声

学校生活

「進路のことで話があるから残るように」と担任に言われた。個室へ連れていかれ、鍵をかけられた。くだらない話を1時間もしたあげく、「こんな成績でいったいどうするんだ」と手を握ってきた。「人が話をしているときはこっちを見ろ」と言い、私が顔を向けると強引にキスをしてきた。そして、「おまえの進路をこんなに考えている人がどこにいるんだ」と言った。振り払うと「なんでオレを避けるんだ」と怒ってきた。
(高校生)

「〇〇ちゃん」といやらしい声で呼んで後ろから抱きつく。抱きつかれた女子が「やだ!」と言っても、なかなかやめようとしめない。ほかの先生はそういう場面を見ているも知らんふり。その上「〇〇ちゃん」と抱きついた生徒が違っていたりすると、「まちがえた。ごめん」と言って、笑いながら行ってしまふ。注意する先生は一人もいなくて、女の先生に訴えたら「あの先生は変わっているから」と言っただけ。
(中学生)

小学校1年の娘が「先生に変なことをされた」と言うのでよく聞くと、膝の上へのせられてキスをされたらしい。何人もの女の子が同じことをされているようなので親たちに聞いてみたが、誰も知らないと言う。思いきって担任にそれとなく言ったところ「失礼な。ぼくは教育者ですよ」と怒られた。
(保護者)

上記の事例は明らかに意図的に行われたわいせつ行為といえるものです。学校現場において、意図的に教員と子どもという関係を利用し、子どもを性的欲望の対象として扱う気持ちがあれば、これは大きな問題です。

被害者の中には、「被害を受けて何年も経つのに、夜中に突然冷や汗をかいて目が覚めることがあった」、「小学生の頃で先生の行為の意味が分からず、でも何か苦しくて夜中に一人泣いていた」、「学校へ行くのが苦痛だった」という人たちもいます。子どもが助けを求めているかと常に目を向けていることが必要です。また、子どもからの声に対して教員間のチェック機能が働かないことはより大きな問題であるといえます。

小学校6年の身体測定でパンツ1枚にされた。名前を記入したり並ばせたりするのは男の先生、診るのは男の医師。当時は恥ずかしいと思う反面、そうしなければならぬと思い従っていたが、いま思うと許せない。(成人女性)

小学校6年の娘がパンツ1枚で身体測定をさせられるというので、生理中だからもう1枚、紺のパンツをはかせてほしいと、担任が男なので隣のクラスの女の先生に言ったところ、「あなたたちは先生をなんだと思っているの」と叱られた。先生の言うことはなんでも聞かなければならないのか。(保護者)

身体測定だから服を脱ぐのは当たり前であると単純に考えてはなりません。特に小学校の高学年ともなれば体の変化もみられ、子どもにとっては、他人から自分の体を見られるという恥ずかしさを伴うものであることを忘れてはいけません。

身体測定という名を借りて、教員が職務を装いつつ性的な欲望で子どもの体をじろじろ見たり、触れたりという行為は絶対にあってはならないことです。

また、測定を受けている子どもへの何の配慮もなく、機械的に職務を遂行する無神経さが子どもを傷つける場合があることを忘れてはなりません。



部活動

試合の打ち合わせをするということで顧問の先生に呼ばれていったが、呼ばれたのは私一人で、いきなりキスをされた。びっくりして私が泣き出すと、「誰にも言うな」と言って出て行った。
(中学生)

部活動中、顧問の先生が必要以上に体に触れてくる。私が頼んでもいないのにマッサージだといって体に触れてくる。部活動以外の場でも肩に手をかけてきたり、触ったりしてくる。また、部活動の合宿中に、平気で女子の部屋に入ってくる。指導という名を借りてじろじろ見たり、荷物を勝手に見たりする。部活動の顧問だから当然という顔で、私生活のことまでしつこく聞いてくる。そうした内容を他の先生にも平気で話をしている。
(高校生)

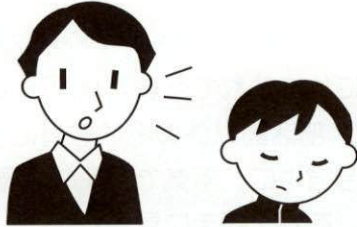


部活動は、本来子どもが個性を発揮し自己実現する場です。時によっては授業よりも深いつながりをもつ場合もあります。

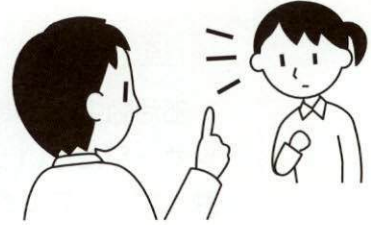
こうした場において、顧問が絶対的存在として子どもに接しなければならないという思いこみや技術指導という名を借りて子どもの身体に接触することは、部活動の目的につながりません。また、試合や合宿など宿泊する機会も多く、時によっては私的な部分にまで踏み込むことで、子どもに不快な気持ちをいだかせるケースも見られます。それだけに子どもがのびのびと活動できる環境づくりに配慮することが必要となります。

※ここに実例として掲載した内容は、出版物をもとに作成したものです。

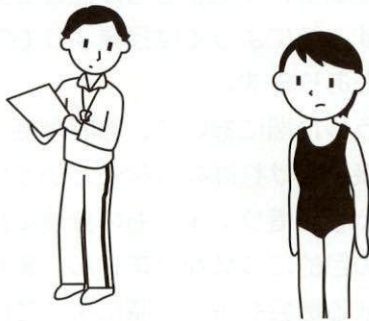
性的な関心、欲求に基づく言動



子どもの関心を引くために性的な冗談を言う。

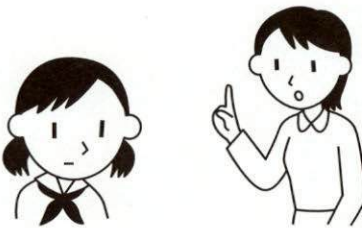


生理を理由に授業等を休む子どもに対し、月経周期等を必要以上に質問する。

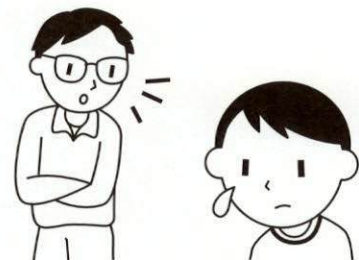


水泳指導、身体測定等で子どもの体をじろじろ見る。

固定的な性別役割分担意識による言動



掃除を怠けている女子生徒に対して「女のくせにきちんとしなさい」と言って叱る。



泣いている男子生徒に対して「男のくせにめめめするな」と言う。

見て見ぬふり、容認をする言動



痴漢にあった子どもに「短いスカートをはいているからだ」と被害者を責める。



「あの先生がそんなことをするはずはない。気のせいだ」と子どもの訴えを本気で受け止めない。

コラム

セクシュアル・ハラスメント事件

高等学校の教員が、女子生徒を部室に呼び、マッサージをさせたり身体に触ったりした。後ろから抱きつきキスを迫った。

停職6月

中学校の教員が、体育の授業中、準備室内で女子生徒の身体に触るなどわいせつな行為をし、強制わいせつ罪で逮捕され起訴された。

停職4月 懲役1年6月(執行猶予3年)

高等学校の教員が、教室や廊下で女子生徒の身体に自分の身体を押しつけたり、足や手、顔などに触った。本人は励まし、スキンシップのつもりだったと言っているが、女子生徒はセクハラを受けたと訴えた。

戒告

子どもと教職員の信頼関係で成り立っている学校において、その信頼をそこね、子どもを深く傷つけるセクシュアル・ハラスメントは絶対にあってはなりません。それなのに、第2章のような事例が起きてしまうのはなぜでしょうか。ここでは、その背景と問題点を探ってみます。

学校という社会は、やや特殊な性格をもっています。そのことが、セクシュアル・ハラスメントを生む要因のひとつになっています。

教員は、子どもや保護者にとって、優位な立場で強制力をもつ存在である。

学校は、集団生活の場です。そこでは、集団生活のルールが重視されます。そして、ルールを守らせるのは教員です。また、教員は子どもに対する評価を行います。学校において教員の立場は子どもに対して優位であり、かなり強制的な力をもちます。

実は、セクシュアル・ハラスメントは、地位や職務権限を利用して起きたりすることがしばしば見受けられます。

教員という立場を利用して子どもに対してわいせつな行為を行うのは、絶対にあってはならないことですし、断じて許されることではありません。

また、教員の側に、「自分は子どもを指導する立場である」という思いこみが強すぎると、子どもの生活にいちいち干渉しなくては気がすまなくなったり、子どもを上から見下ろす態度をとったりすることがあります。このような個性や人格を尊重しない態度や考え方は、教員として厳に慎まなければなりません。

コラム

ジェンダーにとらわれた見方

ジェンダーとは、生物学的な性別をセックスというのに対して、「女らしさ」「男らしさ」といった社会的・文化的につくられた性別を指します。

「男（あるいは女）のくせに」「女（あるいは男）なのだから」という言い方をしますが、これは固定的な性別による役割分担意識の表れです。



教員によるセクシュアル・ハラスメントは、「スキンシップ」や「愛情表現」とかで正当化されがちである。

子どもに親しく話しかけ、時にスキンシップも図りながら、子どもとの距離を縮めていくことは、子どもを理解するために必要な行為です。しかし、その行為の中に、相手を人間として尊重する心が存在しなければ、セクシュアル・ハラスメントにつながります。

教育愛は、あらゆる教育活動に必要なものであり、その重要性は疑うべくもないものです。大切なことは、本当に子どもの立場になって物事を見ているかどうかという点です。子どもが今望んでいることを本当に理解しているか、教員の独りよがりな愛情の押しつけになっていないか、私的な感情を教育愛と混同していないかなど、常に自分自身を振り返ってみるのが大切です。子どもの望まない愛情の押しつけは、子どもに不快感しか与えません。

「熱心な指導」などという言葉によって、子どもたちや保護者が沈黙せざるを得ない状況があるということも忘れてはいけません。

コラム

男性中心の社会

日本の社会では、「性差別＝女性差別」と見なされています。それは、性的な差別が男性から女性に行われていたことの多さを示すものであり、女性が対等なパートナーとして見られることがいかに少なかったかということの意味しています。

このような男性中心の社会において、公的な場においても女性に対して性的な関心、性的な視線が向けられるということは想像に難くありません。対等なパートナーとしてではなく、女性＝異性であるという見方をすることが、セクシュアル・ハラスメントを生む要因ともなっているのです。

学校（学級）という閉鎖的な社会で起きると表面に出にくい。

学校には、教室や準備室、相談室などがあり、それぞれ、必要性に合わせて使用されています。周囲の教員の目がとどかないことも多くあります。そのため、子どもが指摘しない限り、表面に出にくいということがあります。

また、他の教員が仲間意識から知っていても知らないという態度をとることによって、一層セクシュアル・ハラスメントが表面に出にくくなり、被害が大きくなるということもあります。

子どものうわさ等の中にも真実が隠されていることがあります。表面に出にくいことからこそ、子どもの声を誠実に受け止めて、真実をきちんと把握し、適切な対応をとることが大切です。

コラム

セクシュアル・ハラスメントは組織全体の問題

セクシュアル・ハラスメントは、現在マスコミ等でも取り上げられ、社会問題になっていますが、行為や禁止事項のみが切り離されて論じられることが多く、「セクシュアル・ハラスメントに対する規制＝個人的な事柄に関する規制」という意識を生んでいるのも事実です。

したがって、個人が起こした不祥事に、組織全体が巻き込まれるのは非常に不本意だ、という思いがあったり、また一方では、特定の個人が起こした特殊な事件なので自分には関係がない、という反応を示す人があったりします。結局のところ「セクシュアル・ハラスメントは特定の個人が引き起こす特殊なトラブルである」という考えに落ち着いて、組織全体の問題として取り上げられなくなってしまいます。

このように他人事としてしかとらえられない姿勢も、セクシュアル・ハラスメントを生む要因となるのです。

また、このように個人の問題としてしかとらえようとしない組織の姿勢は、問題をできるだけ公にしないようにしようという姿勢にも結びついていきます。個人の尊厳、権利を著しく侵害するセクシュアル・ハラスメントは絶対に許してはいけないという姿勢を、組織としてもたなければ問題の根本的な解決には結びつきません。

セクシュアル・ハラスメントのない学校をつくるためには、教員自身が相手の立場に立ってものを考えているか、目の前の子どもの個性をきちんと見ているかということをも自分自身に問いかけていかなければなりません。また、気づかないうちに、異性としての私的感情で子どもを見ていないかなど、常に自己を厳しく点検する必要があります。教員一人ひとりが、常に高い人権意識をもって子どもに接し、他人を尊重する態度を示していかなければなりません。

次に、教職員が「セクシュアル・ハラスメントをしない、させない、許さない」という共通理解を深めることが重要です。そして、すべての教職員による一貫したセクシュアル・ハラスメント防止のための体制の確立が必要です。

もし、セクシュアル・ハラスメントに関する事象が発生した場合は、この校内の体制を機能させ、迅速に問題に取り組むことが大切です。

1

教職員の人権意識の見直し

学校におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するためには、教職員が日常の教育活動を点検し、自らの意識や言動に問題点はないか自己点検をすることが求められます。「子どもを不快にさせる性的な言動を行っていないか」を基本に、振り返ってみましょう。

教育活動点検項目（例）

- 「子どものくせに…」と見下した意識や「教師・指導者である」という思いこみや思いあがりはないか。
- 子どもが不快に感じる「顔やからだに関すること」を言ってはいないか。
- 必要もないのに子どもに擦り寄ったり、からだに触れたりしてはいないか。
- 自分の子どもが同じような言動を受けても、「気にするな」と言えるか。
- その場に他の子どもがいても同じような言動ができるか。
- 「男のくせに…女だから…」というような決めつけた指導となっていないか。
- 他の教職員のセクシュアル・ハラスメントを見過ごしてはいないか。

このように、教職員一人ひとりの意識の持ち方が極めて重要であり、自分自身の内面をしっかりと見つめることが、セクシュアル・ハラスメントの防止に取り組んでいく出発点となります。

教職員一人ひとりが人権意識を高め、この問題が人権尊重の観点から許されない行為であることを認識し、身近な現実的問題として、自己課題化することによって自己変革をめざす必要があります。

2

教職員の共通理解の深化

各学校においては、まず、セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、全体としての取組を推進する校内体制の確立が必要です。次に、教職員の共通理解を図るための計画的な研修の推進と充実が大切です。

「自分の学校ではセクシュアル・ハラスメントは聞いたことがない、ありえない」というように決めつけないで、まず子どもの実態や教職員の意識を把握することから始めてみてはどうでしょうか。

実態の把握は、繰り返し行う必要があります。また、実態把握の結果、被害がなかったからといって研修をおろそかにしてはいけません。

3

セクシュアル・ハラスメント防止のための体制づくり

(1) 校内体制づくり

チェックリストにそって、セクシュアル・ハラスメント防止のための校内体制ができていないか点検を行います。その結果セクシュアル・ハラスメント防止のための体制が不十分であったり、つくられていない場合には体制を整える必要があります。

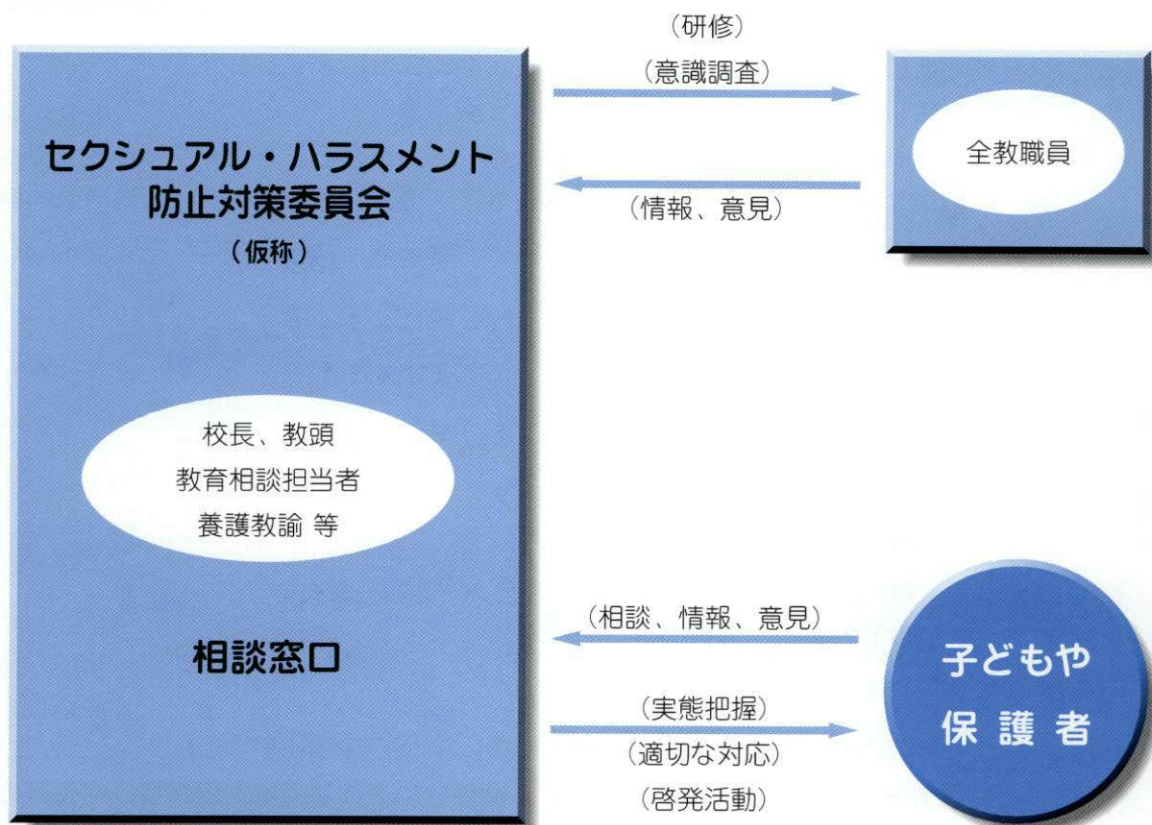
チェックリスト（例）

- セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会（仮称、以下「防止対策委員会」という）又はこれに代わる委員会等が組織されているか。
- 防止対策委員会が中心となって、年間研修計画を立てて実施しているか。
- 防止対策委員会の構成員に男女の偏りはないか。
- 校務分掌に固定的な性別による役割分担はないか。
- 子どもが気軽に相談できるよう、相談窓口が設置されているか。
- 子どもや保護者の声を受け止め、反映させるシステムがあるか。



防止対策委員会は、校務分掌や構成者の男女比などを考慮しながらメンバーを選みます。教育相談担当者や養護教諭等とも連携をとり、研修、相談等がスムーズに行われるように配慮します。

防止のための校内体制（例）



（2）環境づくり

防止対策委員会が中心となり、セクシュアル・ハラスメント防止に対して毅然とした姿勢の表明（例えば、セクシュアル・ハラスメントゼロ宣言）をすることが必要です。

そして、セクシュアル・ハラスメントについての正しい認識をもつよう取り組みます。一人ひとりの認識の違いが予想されることから、教職員に対して意識調査を実施し、その調査結果を生かしながら研修を行うなど、セクシュアル・ハラスメントに関する意識の向上を図るよう努力することが必要となります。また、教職員自らの態度や行動を機会あるごとに振り返り、反省すべき点や改めるべきこと等について協議します。

校内が一体となってこの問題に取り組むためには、教職員や子どもたちが、互いに自由な雰囲気の中で、自分の思いを表明できる環境づくりに力を注ぐことが必要です。

また、セクシュアル・ハラスメントの兆候を見逃さないよう、一見些細に思えることがらにも細心の注意を払うことが大切です。

事象が生じた場合には、初期段階での迅速かつ適切な対応をとることが不可欠です。個人と個人の問題として解決しようとするなどの不適切な対応は、問題をこじらせ学校不信を招くこともあります。また、場合によっては子どもが学校に行くことができなくなるなど深刻な事態につながることもあります。

(3) 校内研修の充実

研修を通して人権感覚の見直しを定期的に行います。

毎日顔をあわせる相手であること、教職員と子どもという立場であることなどから、不快な気持ちを表明できないでいる場合も多々あることを認識する必要があり、子どもの理解につながる研修となるようにします。その際、外部講師を招く等研修内容や方法を工夫することが重要です。研修は、概念論や建前論に終始することがないように、ロールプレイなどの演習等を適宜取り入れます。

具体的な研修内容としては、次のような項目が考えられます。

- セクシュアル・ハラスメントに関する基本的事項の理解
- 学校における具体的事例の研究
- 教育活動点検項目の検討
- 相談を受けた場合の対応の仕方の理解
- 子ども向けの指導資料の検討

平素から男女の教職員が意見を交換しながら意識格差を解消することが大切です。また、意見を出しやすい小グループによる話し合いを取り入れた研修会にする等の工夫も考えられます。

(4) 子どもへの啓発

子どもの人権意識を高め、子ども自身がセクシュアル・ハラスメントに「NO」と言えるためには、子どもに対する啓発が大切です。子どもにわかりやすいパンフレット（「あなたへのメッセージ」参照）を用いて、セクシュアル・ハラスメントに対する正しい認識や対応の仕方をしっかり伝えましょう。



(5) 家庭との連携

日頃から情報交換ができる関係づくりに努めることが大切です。保護者や子どもからの声を学校の指導体制に反映させることも大切です。保護者や子どもから指摘された内容がセクシュアル・ハラスメントにあたるかどうかだけでなく、教職員のどのような行為がそのような声となって出てきたのかを検討し、改善していくことが必要です。また、その結果を保護者に知らせることも大切です。

(1) 基本的な考え方

①被害者の人権尊重と心のケア

セクシュアル・ハラスメントに関する相談を受けた場合、まず配慮すべきことは、被害者の人権を尊重しながら十分に話を聴くことです。そして、生じた問題を解決することは当然ですが、被害者の人権を侵害したり、感情を害してしまうことは避けなければなりません。被害者の心のケアを念頭におきながら、適切な対応を考え出していく姿勢が必要です。

②迅速な対応

相談を受けた場合、先に述べた校内体制によって、迅速な対応を行う必要があります。その際には、被害者に新たな不安や悩みが生じないように配慮することが大切です。

③情報の収集と記録、分析

対応にあたって大切なことは、状況の変化に応じた情報の収集と記録、そして分析作業です。

初めての相談の場合、その現状をとらえるための質問を行いながら情報を得ることになりますが、質問の内容には、十分配慮することが必要です。例えば、「あなたはどんな服を着ていたのか」といった質問の裏には、被害者が挑発的になっていなかったのかといった思いが隠れているのではと被害者が受け止める可能性もあります。①で述べたように、まず被害者の思いを受け止め、心のケアを最優先させることが必要です。その上で、相談の日時、内容（相談者の思いや今後の対応策も含めて）について、記録を取っておくことが大切です。また、防止対策委員会において収集した情報をもとに分析し、速やかに対応することが必要です。

(2) セカンド・ハラスメントの防止

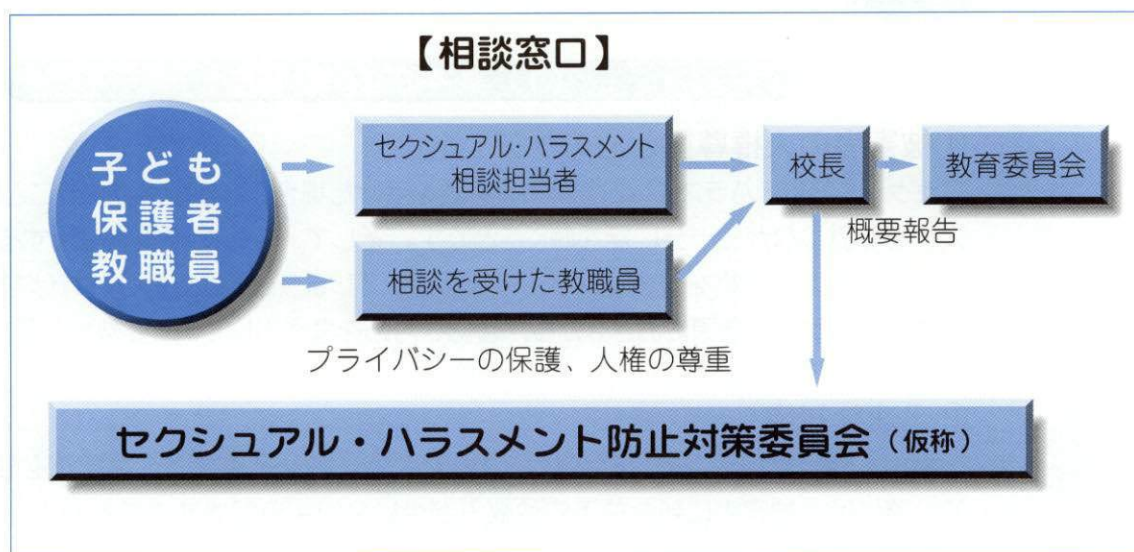
セクシュアル・ハラスメントが起きた後の相談や事情聴取等の事後対応において、被害者を不快にさせる性的言動等によって、再び被害者を傷つけてしまうことがあり、十分な配慮が必要です。

不必要な質問や、被害者の方に責任があったのではないかというような質問を受けることは、被害者にとって耐え難い苦痛であり、さらに深く傷つけられることとなります。

(3) プライバシーの保護

被害者及びその関係者から相談があった場合、被害者の人権を尊重するとともに、プライバシーの保護に努める必要があります。その際、当然のこととして、知り得た秘密の保持は厳守しなければなりません。

(4) 事象が生じた場合



事象が生じた場合、被害者の救済と心のケアを最優先にする。
校長はリーダーシップを発揮し適切な指示を出す。

相談を開始するにあたって

- 校長は相談担当者を決定するが、被害者の意見を尊重し、被害者自身が相談しやすい者を担当にする。場合によっては、外部の専門家に依頼することもある。
- 相談には複数の担当者が当たり、少なくとも1名は被害者と同性の者とする。
- 相談担当者は、被害者にとって最も適切な解決方法を早期に見い出そうとする姿勢を保持し、適切に対応するために、相互に連携し、協力する。
- 被害者と加害者を同席させて話を聞くことのないよう留意する。

被害者への対応

- 相談に用いる部屋は被害者が落ち着いて話せる雰囲気をつくり、プライバシーを守ることができるよう配慮する。
- 場合によっては、被害者の保護者や被害者が信頼している者の同席を求め、本人が落ち着いて話ができる雰囲気をつくる。
- 被害者の立場に立ち、その主張を十分に聴く。（被害者の求めるものを把握する。）
- 事実関係を的確に把握し、その内容を被害者に確認するとともに必ず記録をとる。
 - ① 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。
 - ② 被害者は加害者に対してどのような対応をとったか。
 - ③ ①及び②の事実を確認する場合、被害者が主張する内容については、当事者のみが知り得るものか、又は他に目撃者はいるのか。
- 同じことを繰り返し聴かない等、被害者の心理的負担を軽くするよう配慮する。
- 相談に関して具体的にいった対応について、被害者に説明する。
- 必要な場合、外部の専門家との連携を図る。
- 加害者への心情等に配慮し、学校生活を送る上での問題をクリアする。
- 相談したことによって、被害者が不利な扱いを受けることのないよう留意する。

保護者への対応

- 事象が起きたら、速やかに保護者へ連絡する。
- 事実を正確に伝えるとともに、学校側の対応を説明する。
- 保護者の気持ちや意見を把握し、適切に対応する。
- 子どもの状況を伝え、心のケアをお願いする。

加害者への対応

- 十分な状況説明等の機会を与え、その主張を丁寧に聴く。
- 管理職、相談員等は状況を観察し、加害者の言動のうち問題があるものについては適宜指導する。
- 加害者に対し、管理職は、被害者やその保護者に誠意ある対応をするよう指導する。

他の子どもや教職員への対応

- 他の子どもから事情聴取をする場合には、被害者から聴取する際の留意事項を踏まえる。
- 被害者や保護者の意向を尊重しながら、他の子どもたちへの対応を行う。
- プライバシーに配慮した上で、情報を正確に伝え、誤解が生じないようにする。
- 学校側の今後の対応を伝える。

事後の対応

- セクシュアル・ハラスメントによる人間不信等、被害者の心の状態に応じたケアを継続する。
- 定期的に保護者と連絡を取り、被害者の状況等を把握する。
- 防止対策委員会を中心に、事象が生じた要因や背景を明らかにし、再発防止のための必要な措置を講じる。

教育委員会との連携

- 教育委員会へ概要を速やかに報告する。
- 教育委員会の指示を受けながら厳正に対応し、事実関係を把握する。
- 必要に応じて教育委員会へ相談する。
- 所定の様式で教育委員会へ報告する。

教育委員会の対応

- 教育委員会は、教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの相談窓口を設置するなどして、相談に応じる。
- 教育委員会は、校長等からの報告・連絡により、事実関係の把握、被害者の救済、加害者への指導等、問題事象にかかわるすべての内容について把握するとともに、当該校の校長と密接な連携を図り、問題の解決に当たる。

県教育委員会相談窓口

○島根県教育庁高校教育課・義務教育課・保健体育課

あなたへのメッセ

もしセクシュアル・ハラスメントを
受けたら…

ひとりで悩まないで！

●不快な経験で悩んでいるあなたへ

こんなことをされていませんか。

「触れられたくないのに、触れられたり」「性的な冗談を言われたり」していませんか。あなたが不快に感じるなら、それはセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）です。

セクハラは、あなたを不快にさせたり、傷つけたりする性的な言葉や行動等を指します。

でも、「あの先生はいやだ！」というような自分の好みの問題とは違います。このことを認識しておきましょう。

できるだけ早く相談をしましょう。

セクハラをする人は「誰にも言っちゃいけない」などと口止めしていることが多くあります。そのままにしておくと繰り返し被害を受ける可能性があります。できるだけ早く、家族や友達、先生など信頼できる身近な人にまず打ち明けてみましょう。



●相談を受けた友人(家族)の皆さんへ

あたたかい援助が必要です。

セクハラ被害にあったことを相談されたら、できるだけゆっくりと時間をかけて、聞いてあげてください。セクハラにあった人は、「自分にスキがあったからでは？」と自分を責めがちですが、悪いのは加害者です。セクハラを受けた人が悪いというような見方は被害にあった人をより苦しめるものとなります。セクハラ被害を最小限にとどめ、傷ついた心をいやすために、本人の相談したい、問題にしたい等の気持ちを大切にしたいあたたかい援助が必要です。

心のケアが必要です。

セクハラを受けた被害者の中には、食欲不振や吐き気、頭痛などの症状が出たり、イライラしたり、無気力になったり、心身に深刻な影響を受ける人がいます。

相談を受けたら、学校の先生や相談機関へ相談する方法などを知らせたり、一緒に行動をとったりするなど、できるだけ早く心のケアがおこなえるよう協力しましょう。

●問題解決のために



1 相手にはっきり「NO」と言いましょう。

実際には、恐怖心のあまり体が動かなかったり、声が出なかつたりする場合があります。でも、勇気を出して「気持ち悪いからやめて」等と自分で「いやだ」という意志を相手に告げましょう。黙っているとやっても良いと勘違いし、セクハラがエスカレートすることがあります。

2 相談窓口にご相談しましょう。

被害にあっていることをそのままにしては解決にはつながりません。勇気を出して話しましょう。あなたのプライバシーを守りながらあなたの気持ちを聞いてくれます。相談したことで、あなたが不利な扱いを受けることはありません。

下にある相談機関もあなたの気持ちを聞いてくれます。



電話で相談できる相談機関は次のような所があります。

相談窓口	電話番号	曜日・相談時間
子どもの人権 110 番 松江地方法務局 木次支局 出雲支局 浜田支局 益田支局 川本支局 西郷支局	0852-26-7867 0854-42-5210 0853-21-3135 0855-22-0969 0856-22-0429 0855-72-0289 08512-2-3356	月～金 8:30～17:00
いじめ電話相談 (いじめ 110 番)	フリーダイヤル0120-874371 フリーダイヤル0120-779110	月～金 9:00～19:00 土、日、祝 10:00～17:00
ヤングテレホン	フリーダイヤル0120-786719 0852-23-8123 0855-22-7867	月～金 9:00～17:00
島根いのちの電話	0852-26-7575	月～日 10:00～17:00
心のダイヤル(精神保健福祉センター)	0852-21-2885	月～金 9:00～17:00
島根県中央児童相談所 出雲児童相談所 浜田児童相談所 益田児童相談所	0852-21-3168 0853-21-0007 0855-22-0178 0856-22-0083	月～金 8:30～17:00
性犯罪 110 番	0852-23-3870	月～日 24時間 (女性の相談員は8:30～17:15)

主な
参考文献

労働省女性局

『職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止マニュアル』平成11年

労働省婦人局

『女性の能力発揮のために』平成10年

大阪府女性労働者センター

『応援します！セクシュアル・ハラスメント対策』平成10年

神奈川県立かながわ女性センター

『男性も女性もひとりで悩まないで』平成10年

人事院

『セクシュアル・ハラスメントのない職場を実現するために』

人事院セクシュアル・ハラスメント研究会

『公務職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策のてびき』平成10年

セクシュアル・ハラスメント根絶のために

セクハラと子どもの人権

平成12年4月発行

編集・発行 島根県教育委員会

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
TEL0852-22-5403

印刷 株式会社島根県農協印刷

〒690-0044 松江市浜乃木二丁目10番52号
TEL(0852)21-3476 FAX(0852)21-3866

児童の権利に関する条約（抄）

（政府訳）

第2条（差別の禁止）

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生または他の地位に関わらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第29条（教育の目的）

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第34条（性的搾取・虐待からの保護）

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

